



平成 27 年 月 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 富所 五郎

一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について（答申）

平成 27 年 5 月 11 日付け 27 生環第 135 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 一般廃棄物処理手数料（し尿及び生活雑排水を除く。）について
- 1-1 家庭ごみ処理手数料（市が収集運搬するもの）

一定の排出抑制効果が維持されていること、ごみ処理経費から見た負担割合に大きな変化がないこと、1 世帯当たりの月額負担額が減少していること、及び周辺市町村と同程度の料金水準となっていることから、下表のとおり据え置きとする。

区 分		現行料金	改定料金
可燃ごみ	容量が 10 リットル相当の指定袋 1 袋につき	10 円	据え置き
	容量が 20 リットル相当の指定袋 1 袋につき	20 円	据え置き
	容量が 30 リットル相当の指定袋 1 袋につき	30 円	据え置き
	容量が 40 リットル相当の指定袋 1 袋につき	40 円	据え置き
不燃ごみ	容量が 20 リットル相当の指定袋 1 袋につき	20 円	据え置き
	容量が 30 リットル相当の指定袋 1 袋につき	30 円	据え置き
粗大ごみ	粗大ごみシール 1 枚につき	40 円	据え置き

1-2 清掃センター諸手数料

(1) 清掃センター搬入ごみ処理手数料

最終処分費の増加に伴い、処理原価が増加したことから、可燃ごみ及び不燃ごみについては、隣接市の料金水準も考慮し、下表のとおり改定する。

なお、プラスチック製容器包装・資源物の手数料は、分別の促進と可燃ごみ・不燃ごみの減量を図るため、据え置きとする。

区 分	現行料金	改定料金
可燃ごみ (10 kg ごと)	130 円	160 円
不燃ごみ (10 kg ごと)	160 円	200 円
プラスチック製容器包装 (10 kg ごと)	30 円	据え置き
資源物 (10 kg ごと)	30 円	据え置き

(2) 一時的に多量に排出されるごみ処理手数料

最終処分費の増加に伴い、処理原価が増加したことから、下表のとおり改定する。

区 分	現行料金	改定料金
2 t 車 1 台分	24,600 円	25,500 円
2 t 車 1/2 台分	15,500 円	16,000 円
2 t 車 1/4 台分	10,900 円	11,300 円

(3) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料

搬送手数料については、指定引取場所の変更に伴う燃料費等の増加により、処理原価が増加したことから、下表のとおり改定する。

なお、収集の手数料は、処理原価に変動がないため、据え置きとする。

区 分	現行料金	改定料金
収集	4,300 円	据え置き
搬送 (1 台当たり)	1,000 円	1,400 円

(4) 犬、猫等の死体処理手数料

分離焼却の手数料については、ペット専用炉の老朽化に伴う燃料費の増加により、処理原価が増加したことから、下表のとおり改定する。

なお、一般焼却の手数料は、処理原価に変動がないため、据え置きとする。

区 分		現行料金	改定料金	
収 集	一般焼却	4,800 円	据え置き	
	分離焼却	5 kg未満	11,800 円	11,900 円
		5 kg以上 15 kg未満	14,500 円	14,700 円
		15 kg以上	16,500 円	16,800 円
搬 入	一般焼却	500 円	据え置き	
	分離焼却	5 kg未満	7,500 円	7,600 円
		5 kg以上 15 kg未満	10,200 円	10,400 円
		15 kg以上	12,200 円	12,500 円

1-3 附帯意見

- (1) 現行の家庭ごみ処理手数料制度を継続するとともに、排出抑制のための施策や啓発活動を通じ、更なるごみの減量と資源化を推進されたい。
- (2) 犬、猫等の死体処理については、民間事業者のペット火葬施設が充実してきたことから、平成 30 年度に稼動が予定されている長野広域連合ごみ焼却施設への移行を機に、分離焼却は平成 30 年度限りで廃止されたい。
なお、一般焼却は、長野広域連合ごみ焼却施設においても継続するよう要望されたい。

2 生活雑排水処理手数料について

公共下水道への接続促進のため、接続可能な供用開始区域において、生活雑排水処理手数料を引き上げることは必要である。

ただし、改定に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 汚泥の収集業務を許可制で実施していることから、利用者の状況が不明なため、接続していない理由を含め、個別の実態を把握すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で求められている市の責務を明確にするため、汚泥の収集業務を現行の許可制から委託制に移行すること。
- (3) 現行補助金制度の趣旨（簡易浄化槽の利用者負担額を軽減することで、定期的な汚泥収集を促進し、水環境の保全を図っている）を利用者に周知すること。
- (4) 利用者の実態を把握した上で、低所得者等に対する減免措置を検討すること。
- (5) 手数料の改定時期は、現行手数料が改定後間もないこと、利用者個別の実態が把握されていないこと、制度設計及び制度改正の周知に一定の期間

を設ける必要があることから、次期改定予定を平成 29 年 4 月 1 日を目標とすることが望ましい。

(6) 具体的な補助内容は、手数料の改定に併せて検討すること。

なお、公共下水道の供用開始後 3 年を経過した区域において、補助金を段階的に削減する激変緩和措置を講じることが望ましい。

(7) 長野市上下水道局と連携し、積極的に公共下水道への接続促進を図ること。